



松水経第125号
平成31年1月16日

松江市公共料金に関する審議会
会長 磯部 美津子 様

松江市長 松浦 正 敬



松江市公共料金の改定について（諮問）

消費税法の改正により、下記のとおり改定する水道料金、下水道使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料について、松江市公共料金に関する審議会条例第2条の規定に基づき意見を求めます。

記

1. 水道料金の改定案

料金は、メーターの口径及び使用水量の区分に応じ、次の表に定める額により算出した合計額に消費税等相当額を加えて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

消費税等相当額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に100分の7.8を乗じて得た金額と、地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に78分の22を乗じて得た金額とを加えた金額をいう。

(計算式) 100円に係る消費税等相当額の例

旧	$100円 \times \left(\frac{6.3}{100} \right) + 100円 \times \left(\frac{6.3}{100} \right) \times \left(\frac{17}{63} \right) = 8円$									
新	$100円 \times \left(\frac{7.8}{100} \right) + 100円 \times \left(\frac{7.8}{100} \right) \times \left(\frac{22}{78} \right) = 10円$									
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">消費税率</td> <td style="text-align: center;">地方消費税率</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6.3% ⇒ 7.8%</td> <td style="text-align: center;">1.7% ⇒ 2.2%</td> <td style="text-align: center;">8% ⇒ 10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(6.3円) (7.8円)</td> <td style="text-align: center;">(1.7円) (2.2円)</td> <td style="text-align: center;">(8円) (10円)</td> </tr> </table>	消費税率	地方消費税率	合計	6.3% ⇒ 7.8%	1.7% ⇒ 2.2%	8% ⇒ 10%	(6.3円) (7.8円)	(1.7円) (2.2円)	(8円) (10円)
消費税率	地方消費税率	合計								
6.3% ⇒ 7.8%	1.7% ⇒ 2.2%	8% ⇒ 10%								
(6.3円) (7.8円)	(1.7円) (2.2円)	(8円) (10円)								

(1) 基本料金（1箇月、メーター1個につき）

メーターの口径	金 額
13ミリメートル	800円
20ミリメートル	1,400円
25ミリメートル	5,200円
30ミリメートル	8,000円
40ミリメートル	16,400円
50ミリメートル	28,000円
75ミリメートル	76,000円
100ミリメートル	155,400円
150ミリメートル	422,200円

(2) 給水料金(1月、使用水量1立方メートルにつき)

使用水量	金 額
10立方メートルまでの分	67円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	180円
20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	190円
40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	200円
60立方メートルを超える分	240円

(3) 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の適用を受ける公衆浴場が水道を使用する場合の給水料金は、使用水量1立方メートルにつき106円とする。

※ (1)、(2)、(3)の金額は従前と変わらない

2. 下水道使用料の改定案

下水道使用料の額は、別表に定めるところにより算出した額に消費税等相当額を加えた額とする。

消費税等相当額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に基づき消費税が課される金額に 100 分の 7.8 を乗じて得た金額と、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に基づき地方消費税が課される金額に 78 分の 22 を乗じて得た金額とを加えた金額をいう。

(計算式) 100円に係る消費税等相当額の例

旧	$100円 \times \left(\frac{6.3}{100} \right) + 100円 \times \left(\frac{6.3}{100} \right) \times \left(\frac{17}{63} \right) = 8円$				$8円$
	↓		↓		↓
新	$100円 \times \left(\frac{7.8}{100} \right) + 100円 \times \left(\frac{7.8}{100} \right) \times \left(\frac{22}{78} \right) = 10円$				$10円$
	消費税率		地方消費税率		合計
	6.3% ⇒ 7.8%		1.7% ⇒ 2.2%		8% ⇒ 10%
	(6.3円) (7.8円)		(1.7円) (2.2円)		(8円) (10円)

別 表

区分	下水道使用料(1月につき)		
基本使用料	800円		
従量使用料(1立方メートルにつき)	一般汚水	10立方メートルまでの分	80円
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	120円
		20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	190円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	210円
		100立方メートルを超え250立方メートルまでの分	240円
		250立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	270円
		1,000立方メートルを超える分	290円
	公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	40円
温泉水汚水	1立方メートルにつき	160円	

※別表の金額は従前と変わらない

3. 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改定案

別表第1の1

種別	取扱区分	単位	金額
もやせるごみ	計画収集による 収集・運搬・処分	45リットル	61円
粗大ごみ	収集・運搬・処分	1個につき	763円

別表第1の2

種別	取扱区分		単位	金額
し尿	継続処理	収集・運搬・処分	18リットルごとに	213円
浄化槽汚泥等	継続処理	処分	18リットルごとに (月計)	75円

別表第1の3

種別	取扱区分	単位	金額
事業系一般廃棄物	臨時処理	1回の搬入量が100キ ログラム以下のとき	2,030円
し尿	臨時処理	仮設トイレ1基につ き	1,069円
		18リットルごとに	213円

別表第2

種別	取扱区分		単位	金額
固形状の産業廃棄物	自己搬入	臨時処理	1回の搬入量が100キ ログラム以下のとき	2,030円